

令和3年度第2回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和3年5月10日(月) 開会 9:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 11名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄	石川 久男
山田 和夫	辻 政幸	花田 和幸	木原 緑
大村 武彦	田中 誠二	門司 雅門	

(2) 欠席委員 1名

村田 和久

4. 委員会に附した議案

議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5号 農地利用最適化推進委員の決定について

5. 事務局出席者

秋武 重成 平田 一彦 中井 優介

議長 　　ただ今より第2回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 　　おはようございます。

議長 　　議事に入ります前に本日の議事録署名人を9番の石川委員、1番の門司委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 　　それでは議案の1ページ目をご覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求め。令和3年5月10日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。

今回2件の申請が出されておりますので順に説明します。まず1件目です。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。所在は内浦663-1、地目が田、地積が341㎡、区分が農振白地、権利内容は所有権の移転で、転用目的は建売住宅の建設となっております。申請地の位置図を3ページにのせておきまして、芹田交差点から宗像方面に進んだところの内浦集落内の農地となります。4ページに詳細図を、5ページに現地写真を載せております。隣接地の663-3についてですが、令和元年9月に同じ申請人が建売住宅の建築で転用許可を受けております。今回ここに続いて申請があがったものです。配置図を6ページに載せております。2階建ての家が建築予定です。青が上水、赤が下水、緑が雨水の流れを示したものです。上水と下水はそれぞれ正面道路の管に接続し、雨水は側溝に流す計画となっております。

それでは別紙のチェック表の1ページをご覧ください。まず1. 立地基準の農地区分についてですが、第2種農地に○がついていますが、正しくは第1種農地ですので申し訳ありませんが修正をお願いします。2. 一般基準の1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無、こちらは提出された資金計画書及び融資証明書から特に問題はないため○としております。2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、こちらについても登記簿を確認したうえで譲渡人の土地であることを確認しておりますので問題なしとしております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み、こちらについては許可後すぐに着工することが確認できておりますので○としております。6 転用計画面積の妥当性については、事業計画書を確認したうえで土地全体を有効活用することが確認できておりますので○としております。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無に関しては、上水道・下水道・雨水それぞれに関して特に問題はありません。1件目の説明は以上となるため、続いて2件目の説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は3筆です。1筆目は高倉285番、地目が田、面積が181㎡、区分が農振白地、2筆目は高倉286-1、地目が畑、面積が2,193㎡、区分が農振白地、3筆目は高倉3250番、地目が用悪水路、面積が47㎡、区分が農振白地、権利内容は所有権移転で、転用目的は住宅用地の造成となっております。

申請地の位置図を 9 ページにのせておりました、場所はいこいの里のすぐそばの農地となります。10 ページに詳細図を、11 ページに現地写真を載せております。現在は申請地全体にイチジクが植えられている状態です。造成計画図を 12 ページに載せています。全部で 9 区画の造成が行われる予定で、6 月に着工し 8 月に完成、9 月に販売開始となる計画です。12 月までに売れなかった場合は申請人が住宅を建て建売住宅として販売するため、全区画に確実に家が建つようになっております。

それでは別紙でお配りしているチェック表の 2 ページをご覧ください。まず 1. 立地基準の農地区分についてですが、第 2 種農地となっております。2. 一般基準の 1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書及び残高証明書から問題はないため○としております。2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、こちらについても登記簿を確認したうえで譲渡人の土地であることを確認しておりますので問題なしとしております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み、こちらについては許可後すぐに着工することが確認できておりますので○としております。6 転用計画面積の妥当性については、事業計画書を確認したうえで土地全体を有効活用することが確認できておりますので○としております。7 宅地の造成のみを目的とする場合の妥当性については、申請人が宅地建物取引業者の免許を持っていること、また、用地地域外の造成を目的とした農地転用であるため、売れなかった場合は自身で住宅を建築する条件が付されており、問題なしとしています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無に関しては、提出された被害防除計画と水利承諾書から問題なしとしています。議案第 4 条の説明は以上です。

議長 はい、それでは議案第 4 号の 1 について、当該委員さん、何かご意見ございましたら。

俵口委員 地元の方にも確認したうえで水利も問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議長 他の委員さん、何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 4 号の 2 について、当該委員さん何かご意見ございましたら。

山田委員 事務局からいただいた資料を確認すると水利は問題なしとなっていましたので、地元の水利組合長に確認すると、4 月中旬に申請人の設計士がきて水利の関係のみ説明があったとのこと。高倉地区では虫食い状態で宅地が進んでいるため、農業者とのトラブルが多々発生している。例えば農薬の散布や、農地に子供のおもちゃ等が投げ入れられているなど。そのため、今回業者と地元で覚書を結ぶことになっている。業者からはまったく連絡がなかったが、昨日連絡があり、今日の午前中に事務局に持参するとのことだった。その覚書をもって地元としては承認することとしているので報告します。

議長 事務局どうぞ。

事務局 そういった話は業者から聞いていなかったため、このあと確認させていただきます。

議長 それでは地元としては提出されるまでは承認できないと。

山田委員 業者からは信用してくださいと言われており、水利組合長からも承認してもらって構わないと言われているので問題はありません。

議長 他の委員さん、何かご質問・ご意見等ございましたら。

廣渡委員 雨水についてはどうなるのか。

事務局 新しく設置する側溝に流し、正面道路の側溝まで流す計画です。

廣渡委員 土は盛る予定なのか。

事務局 盛り土についても少しする予定となっています。

議長 他の委員さん、何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。続きまして、議案第5号について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは14ページをご覧ください。議案第5号 農地利用最適化推進委員の決定について。下記の者を岡垣町農業委員会の農地利用最適化推進委員に選任するため、岡垣町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条の規定により、農業委員会の決定を求める。令和3年5月10日提出、岡垣町農業委員会会長、田原一男。
農地利用最適化推進委員については、昨年度新しい体制となったところですが、現在吉木地区の委員が不在の状況となっております。そのため、3月から4月にかけて募集を行ったところ、地元から1名の推薦があったため今回決定を求めるものです。詳細については記載のとおりです。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第5号について、当該委員さん、何かご意見ございましたら。

門司委員 地元の4集落で協議した結果、岩藤委員の後任は、地元の認定農業者である麻生耕造氏が適任であろうということで推薦した次第です。よろしく申し上げます。

議長 他の委員さん、何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、その他の項に入らせていただきます。

【その他の事項】

その他

1. 今後の日程について

○令和3年度全国農業委員会会長大会

日 時 5月25日(火) 予定

※詳細が判明次第会長へ連絡

2. 次回の日程について

日 時 6月 9～11日のいずれか 9:30 から

場 所 岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第2回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様
でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
